

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

1. 条例改正の考え方

1 法改正に準じて改正する。

2 本市条例に独自で盛り込む事項として、下記 2 点の事項を提案する。

○法の対象に加えて小規模開発の戦略的環境アセスメント（SEA）実施を義務付ける。

（理由）生物多様性基本法でいう「生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業」と位置づけ、SEA の実施を求める。

○特に市長が必要と認めた場合には、事業者が自主的に環境アセスメントを実施するように促し、その内容に対し意見を付することができる事項を追加する。

（理由）事業者が、専門家からの意見を参考に、より実効性の高い環境配慮を行うことができる。

2. 改正案

【法に準じた改正事項】

- （1）計画段階配慮書（SEA）の手続の新設
- （2）方法書段階での説明会の開催の義務化
- （3）方法書、準備書、評価書の電子縦覧の義務化
- （4）風力発電事業を対象事業とする

※その他、法に事後調査手続きが導入されることにより、条例と整合性を図るための改正も実施する。

【本市条例に独自で盛り込む事項】

- （1）特定地域での 4 h a 以上の開発行為には、SEA 実施を義務化 横出し
注）事業アセスメント実施については、事業者の任意とする。
- （2）特に市長が必要と認めた場合には、事業者が自主的に環境アセスメントを実施するように促し、その内容に対し意見を付することができる事項を追加する。

（参考）環境影響評価法改正について

現在衆議院環境委員会にて審議中（第 176 回通常国会）

第 6 回委員会（平成 22 年 11 月 19 日）にて、採決予定